

高知県 最終評価結果書

※黄色のセルに入力してください(該当しないものは空欄で可)。

都道府県名	高知県	都道府県コード	39
-------	-----	---------	----

1 実施状況の概要(平成25年度末時点)

(1) 交付市町村数	30	【うち集落協定	759	個別協定	2
(2) 協定数	761	【対象農用地面積	10,189 ha	交付面積率	68.2 %
(3) 交付面積	6,947 ha	【協定締結面積	6,957 ha	協定締結面積率	68.3 %
		【地目別交付面積内訳	田 : 4,967 ha	畑 :	1,857 ha
			草地 : 10 ha	採草放牧地 :	113 ha
(4) 交付金額	987,962 千円	【うち共同取組活動分 :	432,517 千円	個人配分分 :	555,445 千円

2 第3期中間年評価結果のフォロー

項目	現状等								
(1) 第3期中間年評価時要指導・助言協定の現状	<p>中間年評価時点では、達成の見込みが危ぶまれた協定が13協定あったが、協定の取り組み項目の変更等や市町村役場と協定の協議により、12協定が目標の達成ができる見込み。1協定についても、A要件の達成が危ぶまれるものの、C要件を選択しているため農業生産活動等の体制整備として取り組む事項としては目標達成が見込まれる。</p> <table border="1"> <tr> <td>① 第3期中間年評価における要指導・助言協定数</td> <td>13</td> </tr> <tr> <td>② 上記のうち</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・ 26年度までに目標達成が見込まれる協定数</td> <td>12</td> </tr> <tr> <td>・ 引き続き、指導・助言が必要な協定数</td> <td>1</td> </tr> </table>	① 第3期中間年評価における要指導・助言協定数	13	② 上記のうち		・ 26年度までに目標達成が見込まれる協定数	12	・ 引き続き、指導・助言が必要な協定数	1
① 第3期中間年評価における要指導・助言協定数	13								
② 上記のうち									
・ 26年度までに目標達成が見込まれる協定数	12								
・ 引き続き、指導・助言が必要な協定数	1								

3 交付金交付の効果等

項目	効果等														
(1) 集落マスタープランに定めた取り組むべき事項	<p>マスタープランに定めた取り組むべき事項の効果として、5年間または将来に向けて、集落協定で解決したい項目「農道・水路の維持管理」や「耕作放棄地の防止」などに対応する目標設定、具体的な取り組み内容の検討に役立った。</p>														
(2) 農業生産活動等として取り組むべき事項	<p>本制度に取り組む前に比べて、集落の農地・水路などの定期的見回り活動の回数が増えた。また、交付金が活用できることで、農道・水路の延寿命化への効果もあった。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>集落協定</th> <th>個別協定</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 交付面積</td> <td>6,932 ha</td> <td>15 ha</td> </tr> <tr> <td>② 農振農用地区域への編入面積</td> <td>122 ha</td> <td>ha</td> </tr> <tr> <td>③ 既耕作放棄地の復旧面積</td> <td>1 ha</td> <td>ha</td> </tr> </tbody> </table>		集落協定	個別協定	① 交付面積	6,932 ha	15 ha	② 農振農用地区域への編入面積	122 ha	ha	③ 既耕作放棄地の復旧面積	1 ha	ha		
		集落協定	個別協定												
	① 交付面積	6,932 ha	15 ha												
② 農振農用地区域への編入面積	122 ha	ha													
③ 既耕作放棄地の復旧面積	1 ha	ha													
<p>集落協定の話し合いの回数が増えるなど集落活動が活発化し、水路・農道等の維持管理の活動回数の増加や延寿命化への活動にも効果があった。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>集落協定</th> <th>個別協定</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 管理する水路の延長</td> <td>1,427,215 m</td> <td>m</td> </tr> <tr> <td>② 管理する農道の延長</td> <td>1,873,915 m</td> <td>m</td> </tr> </tbody> </table>		集落協定	個別協定	① 管理する水路の延長	1,427,215 m	m	② 管理する農道の延長	1,873,915 m	m						
	集落協定	個別協定													
① 管理する水路の延長	1,427,215 m	m													
② 管理する農道の延長	1,873,915 m	m													
<p>周辺の林地の草刈りや景観作物の作付等を行うことで、集落の景観保全や環境整備が進んだ。また、こうした取り組みで環境整備がされたことにより、鳥獣害の被害軽減にも効果があった。 その他にも地域資源である堆肥の利用や水稻のオーナー制度、農業体験など多様な取り組み活動にも効果があった。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>集落協定</th> <th>個別協定</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 周辺林地の下草刈の面積</td> <td>89 ha</td> <td>ha</td> </tr> <tr> <td>② 棚田オーナー制度の対象面積</td> <td>1 ha</td> <td>ha</td> </tr> <tr> <td>③ 市民農園等の面積</td> <td>0 ha</td> <td>ha</td> </tr> <tr> <td>④ 体験民宿の施設数</td> <td>15</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		集落協定	個別協定	① 周辺林地の下草刈の面積	89 ha	ha	② 棚田オーナー制度の対象面積	1 ha	ha	③ 市民農園等の面積	0 ha	ha	④ 体験民宿の施設数	15	
	集落協定	個別協定													
① 周辺林地の下草刈の面積	89 ha	ha													
② 棚田オーナー制度の対象面積	1 ha	ha													
③ 市民農園等の面積	0 ha	ha													
④ 体験民宿の施設数	15														
<p>農用地等保全マップ</p>	<p>農用地保全マップの作成により、集落全体の状況把握ができた。具体的には、農地、農道・水路の位置やその状態、それに対応する改修計画などを地図上に記載することで活動の目的が明確になった。</p>														

(3) 農業生産活動等の体制整備として取り組むべき事項

<p>・A要件</p>	<p>機械・農作業の共同化への取り組みにより、農業生産の省力化・低コスト化が図られ、農業生産活動の維持に役立った。また、高付加価値型農業(堆肥の施用)への取組や地場産農産物等の加工・販売への取り組みなど、新たな活動が始まり所得向上への取り組みにも寄与している。 この取り組みでは、話し合いの回数の増加や集落活動の強化が図られ、中には集落営農組織の設立にも繋がっている事例がある。</p> <p>※第3期対策における増加面積ではなく、25年度末時点の実績面積を記載する。</p> <table border="1"> <tr><td>① 協定農用地の拡大(本活動項目を選択している協定の協定農用地面積)</td><td>731</td><td>ha</td></tr> <tr><td>② 機械・農作業の共同化への取組面積</td><td>223</td><td>ha</td></tr> <tr><td>③ 高付加価値型農業の実践への取組面積</td><td>13</td><td>ha</td></tr> <tr><td>④ 地場産農産物等の加工・販売への取組数</td><td>45</td><td>件</td></tr> <tr><td>⑤ 農業生産条件の強化への取組面積</td><td>24</td><td>ha</td></tr> <tr><td>⑥ 新規就農者の確保人数</td><td>19</td><td>人</td></tr> <tr><td>⑦ 認定農業者の育成人数</td><td>6</td><td>人</td></tr> <tr><td>⑧ 多様な担い手の確保への取組により耕作されている面積</td><td>13</td><td>ha</td></tr> <tr><td>⑨ 担い手への農地集積への取組面積</td><td>50</td><td>ha</td></tr> <tr><td>⑩ 担い手への農作業の委託への取組面積</td><td>87</td><td>ha</td></tr> </table>	① 協定農用地の拡大(本活動項目を選択している協定の協定農用地面積)	731	ha	② 機械・農作業の共同化への取組面積	223	ha	③ 高付加価値型農業の実践への取組面積	13	ha	④ 地場産農産物等の加工・販売への取組数	45	件	⑤ 農業生産条件の強化への取組面積	24	ha	⑥ 新規就農者の確保人数	19	人	⑦ 認定農業者の育成人数	6	人	⑧ 多様な担い手の確保への取組により耕作されている面積	13	ha	⑨ 担い手への農地集積への取組面積	50	ha	⑩ 担い手への農作業の委託への取組面積	87	ha				
① 協定農用地の拡大(本活動項目を選択している協定の協定農用地面積)	731	ha																																	
② 機械・農作業の共同化への取組面積	223	ha																																	
③ 高付加価値型農業の実践への取組面積	13	ha																																	
④ 地場産農産物等の加工・販売への取組数	45	件																																	
⑤ 農業生産条件の強化への取組面積	24	ha																																	
⑥ 新規就農者の確保人数	19	人																																	
⑦ 認定農業者の育成人数	6	人																																	
⑧ 多様な担い手の確保への取組により耕作されている面積	13	ha																																	
⑨ 担い手への農地集積への取組面積	50	ha																																	
⑩ 担い手への農作業の委託への取組面積	87	ha																																	
<p>・B要件</p>	<p>該当なし</p> <p>※第3期対策における増加面積ではなく、25年度末時点の実績面積を記載する。</p> <table border="1"> <tr><td>① 集落を基礎とした営農組織の育成への取組面積</td><td></td><td>ha</td></tr> <tr><td>② 担い手集積化への取組面積</td><td></td><td>ha</td></tr> </table>	① 集落を基礎とした営農組織の育成への取組面積		ha	② 担い手集積化への取組面積		ha																												
① 集落を基礎とした営農組織の育成への取組面積		ha																																	
② 担い手集積化への取組面積		ha																																	
<p>・C要件 【第3期対策新規措置】</p>	<p>C要件は、第3期対策に始まった要件で、全協定の半分以上が取り組んでおり、「C要件がなかったら第3期では、協定に参加しなかったという声」や「耕作が不可能になった場合の支援体制があったから参加した」と評価する声がある一方、実際にC要件の発動する事態があったが、「他の人に迷惑をかけられないという理由から、親族等でカバーした」などの事例もあった。 その他にも市町村からは「集落の意識の変化・意識向上が見られた」という意見があった。</p> <p>※ ②については、25年度末時点で市町村において把握している協定数を記載する。</p> <table border="1"> <tr><td>① 集团的かつ持続的な体制整備の実施協定数</td><td>411</td></tr> <tr><td>② うち、C要件に位置づけた取り決めが実行された協定数</td><td>36</td></tr> </table>	① 集团的かつ持続的な体制整備の実施協定数	411	② うち、C要件に位置づけた取り決めが実行された協定数	36																														
① 集团的かつ持続的な体制整備の実施協定数	411																																		
② うち、C要件に位置づけた取り決めが実行された協定数	36																																		
<p>(4) その他協定締結による活動</p>	<p>加算措置を利用する事で、近隣集落同士の助け合いや連携が進んだ。このため、高齢者の活動の活発化や協定面積の拡大にも繋がった。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>集落協定</th> <th>個別協定</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 規模拡大加算の実施面積</td> <td></td> <td>{ }</td> </tr> <tr> <td>② 土地利用調整加算の実施面積</td> <td></td> <td>{ }</td> </tr> <tr> <td>③ 小規模・高齢化集落支援加算の実施面積</td> <td>213</td> <td>{ }</td> </tr> <tr> <td>④ 法人設立加算 特定農業法人設立数</td> <td></td> <td>{ }</td> </tr> <tr> <td>⑤ 法人設立加算 農業生産法人設立数</td> <td></td> <td>{ }</td> </tr> <tr> <td>⑥ 集落連携促進加算の実施面積(連携した未実施集落の面積)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>当該加算の活動において確保した地域の活性化を担う人材数</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>・地域・集落の活性化</p> <p>本制度の最も大きな効果は「話し合いの回数の増加」が上げられる。 話し合いを通じて、女性や高齢者の参加の機会や地域の伝統・文化の維持・継承などの活動、農業者以外も含めてのコミュニケーションの向上、都市農村の交流活動や農業体験などの取り組み等にも効果があった。</p> <p>・団地要件の緩和(飛び地関係) 【第3期対策新規措置】</p> <p>2期対策まで対象にならなかった地域・農地が要件緩和により参加できた。このため、交付金が交付されたことにより農業生産活動の維持に役立った。</p> <table border="1"> <tr><td>① 団地要件の緩和により協定に取り込んだ団地(1ha未満の小規模団地や飛び地)の数</td><td>277</td></tr> <tr><td>② 団地要件の緩和により協定に取り込んだ団地(1ha未満の小規模団地や飛び地)の面積</td><td>114</td><td>ha</td></tr> </table> <p>・離島等の平地に傾斜地と同等の扱いを適用 【第3期対策新規措置】</p> <p>該当なし</p> <table border="1"> <tr><td>① 上記により離島等の平地について新たに交付面積に加えた協定数</td><td></td></tr> <tr><td>② 上記により増加した交付面積</td><td></td><td>ha</td></tr> </table>		集落協定	個別協定	① 規模拡大加算の実施面積		{ }	② 土地利用調整加算の実施面積		{ }	③ 小規模・高齢化集落支援加算の実施面積	213	{ }	④ 法人設立加算 特定農業法人設立数		{ }	⑤ 法人設立加算 農業生産法人設立数		{ }	⑥ 集落連携促進加算の実施面積(連携した未実施集落の面積)			当該加算の活動において確保した地域の活性化を担う人材数			① 団地要件の緩和により協定に取り込んだ団地(1ha未満の小規模団地や飛び地)の数	277	② 団地要件の緩和により協定に取り込んだ団地(1ha未満の小規模団地や飛び地)の面積	114	ha	① 上記により離島等の平地について新たに交付面積に加えた協定数		② 上記により増加した交付面積		ha
	集落協定	個別協定																																	
① 規模拡大加算の実施面積		{ }																																	
② 土地利用調整加算の実施面積		{ }																																	
③ 小規模・高齢化集落支援加算の実施面積	213	{ }																																	
④ 法人設立加算 特定農業法人設立数		{ }																																	
⑤ 法人設立加算 農業生産法人設立数		{ }																																	
⑥ 集落連携促進加算の実施面積(連携した未実施集落の面積)																																			
当該加算の活動において確保した地域の活性化を担う人材数																																			
① 団地要件の緩和により協定に取り込んだ団地(1ha未満の小規模団地や飛び地)の数	277																																		
② 団地要件の緩和により協定に取り込んだ団地(1ha未満の小規模団地や飛び地)の面積	114	ha																																	
① 上記により離島等の平地について新たに交付面積に加えた協定数																																			
② 上記により増加した交付面積		ha																																	

	その他	
--	-----	--

4 実施状況及び交付金交付の効果等を踏まえた課題

事項	課題
(1) 実施状況	本制度の効果は、耕作放棄地防止等の活動や話し合いの増加による地域のコミュニケーションの向上、農業生産や農地維持に効果があった。 課題としては、「リーダー確保」、「担い手の不在」、「高齢化の進行」など「人に関する課題」が上げられ、高齢化が進んでいる現状では、「5年間の協定期間に不安を感じ、協定に参加しない集落や人もいる」など農地を維持することが厳しいことから、協定期間の短縮や弾力的な運用の要望や事務処理の簡素化の要望もある。
(2) 交付金交付の効果等	協定違反による遡及返還の取扱は、協定参加者にとって大きな不安点であり、時効の考え方などの一定の改善が必要である。 また、市町村や協定の事務処理の煩雑さについて、さらに、「田・畑別の交付金額差や傾斜による交付対象内外の区分けは、同一地域内で不公平感があり改善して欲しい」という声や「農家から見た田・畑の管理費は、現行の単価程、差がない」という声があり、一定見直しが必要である。

5 事項毎の評価結果

※ 上記3の「交付金交付の効果等」とは異なり、記載した効果等や上記4の課題を踏まえ、各事項を評価してください。

※ 例えば「☆☆☆により〇〇〇という効果があり、それは、集落における△△△に有効だった。」というような書きぶりで記入し、それに関連した課題等がある場合は、併せて記入してください。

事項	評価	
(1) 集落マスタープランに定めた取り組むべき事項	マスタープランを定めることで、話し合いの増加や地域活動の活性化が進み、目標設定や計画立案、課題解決に効果があった。その結果、「協定の取り組んだ地域では、耕作放棄地が出ていない」、「農道・水路の維持管理ができた」、「作業受託が進んだ」など営農の継続に役立つとともに、農業者以外を巻き込んだ地域活動にも効果があった。	
(2) 農業生産活動等として取り組むべき事項	農業生産活動を維持・継続していくための課題として、「耕作放棄地の防止等の活動」、「農道・水路等の維持管理」、「多面的機能を増進する活動」、「鳥獣害対策の推進」が挙げられる。この課題に対して、個々の農家での対応では困難な状況であったが、本制度の取り組みにより、話し合いの回数が増加し、設定目標や目的意識が共有されて集落ぐるみでの取り組みに繋がるなど有効であった。	
(3) 農業生産活動等の体制整備として取り組むべき事項	体制整備(10割単価)に取り組んでいる協定は、地場農産物の加工・販売への取組や機械・農作業の共同化、集落営農組織の設立などの所得向上に向けた活動や新規就農者確保、認定農業者育成などに効果があり、集落の活性化などに有効であった。	
(4) その他協定締結による活動	・加算措置	近隣集落との連携や高齢者の活動の活発化、耕作放棄地の防止に有効であった。
	・地域・集落の活性化	本制度の最大の効果は、話し合いの増加により人の繋がりが強まったことが上げられる。この結果、新たな取り組みに向けて地域が活性化している。(交付金の工夫した利用例として「集落営農組織の設立」、「高齢者・女性の参加の増加」、「地域の伝統・文化の継承」。) また、個々の農家で対応ができない活動が共同で実施でき、かつ、交付金の活用もあり、労力的、金銭的な軽減に繋がった。
	・団地要件の緩和(飛び地関係) 【第3期対策新規措置】	要件緩和で今まで取り組めなかったところが取り組めるようになった。このため、農業生産活動の継続に有効であった。
	・離島等の平地に傾斜地と同等の扱いを適用 【第3期対策新規措置】	該当なし
	・その他	農家の共同取組により、負担軽減と新たな取り組みに有効であった。

6 総合評価結果

総合評価	評価区分
<p>中山間地域等直接支払制度は、中山間地域の農業生産活動の下支えをする大変重要な制度である。</p> <p>本制度の効果として「耕作放棄地の防止等の活動」、「水路・農道の管理活動」や「景観作物の作付」や「周辺林地の下草刈り」などの多面的機能を増進する活動に効果があった。これに加えて、交付金の地域経済への波及効果や話し合いをきっかけとしての集落営農組織の設立などの取組みにも効果があった。</p> <p>本県の本制度に取り組んでいる全ての市町村では、制度の継続を望んでいる。しかし、農業者の高齢化やリーダー不足などの課題、また、高齢化が進んだことによる「5年間の協定期間が不安である」との声もあり、協定期間の弾力的な運用や新たな協定参加者を増やす取組み(例えば、A要件の選択項目に「女性の参画」)の位置づけなどの検討も必要である。</p> <p>(備考)</p>	B

7 その他(第3期対策における特徴的な取組事例) ※ 以下の様式に簡潔に記入する。

(事例1)

市町村・協定名	高知県土佐町 立割集落協定				
協定面積	30 ha	田	畑	草地	採草放牧地
		水稻ほか(30ha)	露地野菜各種(0ha)		
交付金額	636 万円	個人配分		80	%
		共同取組活動		9	%
		20 %	役員報酬	5	%
			農道・水路管理費	3	%
			事務費	3	%
			多面的機能活動費・積立		
協定参加者	農業者34人				
取組内容	<p>【 キャッチフレーズ 】立割フレンドパーク</p> <p>農業集落とともに自治集落として、地域づくりを農業から取り組んでいる。集落の構成員それぞれ(青年、壮年、高齢者、女性)が役割を担って、地域を盛り上げるために各活動に取り組んでいる。</p> <p>集落での担い手育成や高付加価値型農業に取り組んでいるほか、花の植栽等で地域の景観向上を図ったり、他集落と連携した広報活動に取り組んでいる。</p>				
主な効果	多面的機能の持続的発揮に向けた他集落との連携(近隣集落と連携し、夏祭り等の場で農産物の展示・出品や減農薬栽培農産物等の広報を実施)。				

(事例2)

市町村・協定名	高知市・針木集落協定				
協定面積	25 ha	田	畑	草地	採草放牧地
		水稻(1ha)	梨(24ha)		
交付金額	213 万円	個人配分		50	%
		共同取組活動		25	%
		50 %	活動費	4	%
			農道水路管理	10	%
			鳥獣対策費	11	%
			その他		
協定参加者	農業者 33人				
取組内容	<p>【 キャッチフレーズ 】新高梨の生産振興による地域農業の活性化</p> <p>高知市針木地区では高知市の特産品である新高梨栽培を1912年から開始し、現在も産地として衰退することなく約22haの栽培面積を維持し、県下最大の産地として生産活動に取り組んでいる。</p> <p>近年は、温暖化等の影響により作柄不良が頻繁に見られ、また、経済の停滞等による価格低迷により農家所得が落ち込んでいる状況にある。このため針木梨生産組合のメンバーを中心に集落で話し合いのもと集落協定を締結し、将来に渡り持続的な農業生産活動を実施していくこととした。</p>				
主な効果	農地保全マップの作成により、計画的に農地・農道の修繕や、近年増加傾向にあった有害鳥獣被害対策等の取組みが行われ、農業生産条件の整備を行うことが出来た。また、梨産地としての維持に向けて農業の継続が困難な農地が発生した場合は、梨組合が農地の維持に努めるなどの体制が整備された。				

(事例3)

市町村・協定名	越知町文徳田役協定			
協定面積	田	畑	草地	採草放牧地
21 ha	水稻(21ha)			
交付金額	個人配分			0 %
133 万円	共同取組活動			43 %
	100 %	役員報酬及び共同取組活動賃金		9 %
		事務消耗品費、会合費		8 %
		工事費(老朽化する水路の改修工事)		40 %
		積立て(自然災害、老朽化する水路の管理費として積立て)		
協定参加者	農業者 80名			
取組内容	【 キャッチフレーズ 】生産活動の維持・保全 文徳田園地帯は越知町米作農業の中心地であり規模も広大であるが、耕作者の高齢化・過疎化が進み、離農者が増す傾向にある中、交付金の活用により、圃場内の農道の整備、老朽化する水路の改修等を計画的に行い、農業生産活動の取組を行っている。また、個人配分を行わず、今後の圃場整備費として積立を行うなど、生産活動低下を防ぎながら、参加者全体で維持管理を徹底して行う活動を行っている。			
主な効果	これまで、田役費として耕作者等より管理費を徴収し維持管理活動を行ってきたが、農道・水路等の大規模改修については負担が大きいため計画的に取組む事ができなかった。しかし交付金の活用により、老朽化する水路の改修や農道補修を計画的に行うことができ、生産活動の向上につながる効果が伺える。			

8 第1期対策から第3期対策までの効果等

(1) 中山間地域等直接支払制度に第1期対策から第3期対策に取り組んだ結果、最も効果があったと考える事項を3つ選び、それぞれについてどのような効果等があったかを記載してください。  
 ※ 第2期対策から取り組んだ場合にあっては第2期対策及び第3期対策、第3期対策から取り組んだ場合にあっては第3期対策のみについて記載(以下(2)、(3)も同様)。

※ 最も効果があったと考える事項を3つ選び、色の付いたセルに○印を記入(以下(2)(3)も同様)。

事項	効果等の詳細や効果等があったと考える理由
<input type="radio"/> ① 耕作放棄の防止	マスタープランの検討を通じて、目標や活動計画が共有され実行に移された。
<input type="radio"/> ② 水路・農道の維持管理	話し合いを通じて水路・農道の維持管理・補修個所など、集落で目的が共有できたことにより、具体的な行動へつながった。
<input type="radio"/> ③ 多面的機能の増進	全協定の取り組みで最も多いのが「景観作物の作付」であるが、「周辺隣地の下草刈り」では、協定に含めていない農地等も維持管理の活動が行われ、耕作放棄地の防止や環境改善による鳥獣害防止への効果があった。
<input type="radio"/> ④ 機械・農作業の共同化等営農組織の育成	
<input type="radio"/> ⑤ 高付加価値型農業	
<input type="radio"/> ⑥ 地場産農産物等の加工・販売	
<input type="radio"/> ⑦ 農業生産条件の強化	
<input type="radio"/> ⑧ 新規就農者の確保	
<input type="radio"/> ⑨ 認定農業者の育成	
<input type="radio"/> ⑩ 多様な担い手の確保	
<input type="radio"/> ⑪ 担い手への農地集積	
<input type="radio"/> ⑫ 担い手への農作業委託	
<input type="radio"/> ⑬ 共同で支え合う集団的かつ持続可能な体制整備	
<input type="radio"/> ⑭ 効果等はなかった	
<input type="radio"/> ⑮ その他	

(2) 中山間地域等直接支払制度に第1期対策から第3期対策に取り組んだ結果、市町村内の集落協定において、協定締結前と比べ集落が変わったと感じる事項を3つ選び、それぞれについてどのような変化等があったかを記載してください。

事項	変化等の詳細や変化等があったと考える理由
<input type="radio"/> ① 農業者の意欲の向上	
<input type="radio"/> ② 農業収入の増加	
<input type="radio"/> ③ 後継者対策の推進	
<input type="radio"/> ④ 集落の人口の増加	
<input type="radio"/> ⑤ 女性の活動の活発化	
<input type="radio"/> ⑥ 高齢者の活動の活発化	
<input type="radio"/> ⑦ 子どもの活動の活発化	
<input type="radio"/> ⑧ 祭りなどの地域活動の活発化	
<input type="radio"/> ⑨ 集落内の話し合いの回数の増加	本制度により少なくとも1回以上話し合いが行われている。なお、中間年評価では、協定組織の6割以上で1～3回以上が、1割5分の協定で4回以上増えたという回答がある。
<input type="radio"/> ⑩ 集落内の共同取組活動の活発化	共同取り組みを集落ぐるみで取り組んでいる。
<input type="radio"/> ⑪ 鳥獣害対策の推進	・鳥獣害対策を、集落ぐるみで取り組んでいる。(集落全域に共同で鳥獣害防護柵の設置) ・交付金があることで、被害が広がる前に先手を打っての対策が行われており、被害拡大の防止に役立っている。
<input type="radio"/> ⑫ 他集落との連携の推進	
<input type="radio"/> ⑬ 都市農村交流の推進	
<input type="radio"/> ⑭ 変化等はなかった	
<input type="radio"/> ⑮ その他	

(3) 中山間地域等直接支払制度に第1期対策から第3期対策に取り組んだ結果、市町村内の集落協定において、今後、適切な農業生産活動が継続的に行われるための課題を3つ選び、それぞれについての課題の詳細やその課題への考えられる対策(実施しているものを含)を記載してください。

事項		課題の詳細や考えられる対策
○	① 高齢化の進行	高齢化の進行により、次期対策の5年間を継続して実施できるか不安視する農家が多い。そのため、担い手や集落営農組織の育成・農地の集積など農地を守る仕組み作りや農地を維持管理する新たな人材の確保が必要。
	② 過疎化の進行	
○	③ 担い手の不在	中山間地域の重要な課題であり、集落営農組織や地域の中心となる経営体の育成を図ることが重要である。
○	④ リーダーの不在	現状は、リーダーといわれる人が1人で複数の役割を担っており、この状態は長く続かない。このため、複数での役割分担や若い人や女性の参加の場を作ることや新たな人の確保では、移住対策も含めて担い手対策が必要。
	⑤ 営農組織の不在	
	⑥ 農業収入の減少	
	⑦ 野生鳥獣の被害	
	⑧ 共同取組活動の衰退	
	⑨ 集落内の話合いの回数の減少	
	⑩ 農地の生産条件の不利	
	⑪ 中山間地域の生活環境の改善	
	⑫ 補助制度等の縮小及び廃止	
	⑬ 行政との連携不足	
	⑭ 課題等はない	
	⑮ その他	

(4) 中山間地域等直接支払制度に第1期対策から第3期対策に取り組んだ結果、本制度に対する御意見等を記載してください。

意見
<p>中山間地域等直接支払制度は、水路・農道等の管理活動、耕作放棄地の防止、多面的機能を増進する活動、集落等での共同取組活動などに非常に効果的で、今後も中山間地域の農業生産活動の存続に必要な不可欠な制度であり、制度の継続が必要である。また、本制度が集落における活動や農業者の営農上の財政的な保障になっていることは明らかであり、ほとんどの集落が継続を望んでいる。</p> <p>しかし、協定の役員に事務処理等の負担がかかっている中、集落のリーダーの高齢化等により、次期対策の5年間の継続を不安視する協定がある。また、事務処理の煩雑さを理由に第4期への取り組みを辞めようと考えている協定も出てきている。</p> <p>第4期対策では、こうした意見を踏まえた制度設計をしていただきたい。</p>